



昭和49年以降改正されていない食品衛生法とこの法ではカバーしきれない部分は条例の規定で衛生を担保し、対応してきた。しかし、実態と合わない業種や各自治体の判断の違いなどの問題が生じてきた。

法改正により新設された法許可は、同名称だが以前より営業行為の幅が広がり、また法による届出も新設された。これにより条例の規定が不要となり改正法施行と同時に条例が廃止になる。

